

学校運営協議会への意見書（令和5年10月）

（意見要旨）

以前に比べて学校の雰囲気が変わったという保護者や生徒の話が頻繁に飛び交うようになりました。学校の規定や在籍する生徒の特色等はあまり変わっていませんが、自主退学勧告、停学、留年などが増えているところが保護者にとって不安と心配でなりません。人格を否定するような発言をする先生がいるという話も聞いています。

自主退学勧告を受ける基準、停学になる基準、頭髪指導を受ける基準、留年の基準など、明確に分かりやすい文書で全保護者向けに出していただきますようお願いいたします。

（回答）

ご意見をいただきありがとうございます。

まず、「自主退学勧告」についてですが、本校においてそのような制度はございません。ただし、本校のルールを繰り返し逸脱するような場合等においては、「本校生として在学するのであれば、本校のルールに則って学校生活を送るべき」との旨、教育的観点からの指導を行うことがあります。その結果として、「ルールを守れないのであれば自主退学すべき」との指導と生徒が受け止め、人格を否定されたと捉えてしまうことは可能性として考えられます。

しかしながら、生徒がそのような思いになってしまうことは本意ではなく、教員の意図が正しく伝わらなかったのであればたいへん申し訳なく思います。本校の学校経営計画では一人ひとりの生徒に寄り添った指導を掲げており、今後とも生徒との対話を大切にしながら、丁寧な指導を心掛けてまいります。

次に、「停学になる基準、頭髪指導を受ける基準」に関連する文書としましては、合格者説明会において配付している「高校生活の手引」の「生徒の心得」において生徒指導の概要をお示ししており、学校ホームページにも掲載しています。ただし、基準の詳細については、個別の事象や生徒の状況に鑑みて一律の運用が難しいことから公開しておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。

また、「留年」について正しくは「原級留置」と称し、こちらにつきましても「高校生活の手引」の「学習の心得」においてお示ししております。ご確認くださいようお願いいたします。